非管理文書

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和８年９月16日

北海道札幌市中央区北七条西十五丁目28番地11
株式会社丸升増田本店　代表取締役　横山教之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

青森市長　　西　秀記

許　可　の　年　月　日	平成３１年３月２７日	許可番号	H30-0-2
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 ごみ処理施設（圧縮・梱包施設） 一般廃棄物の種類 紙くず（新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック）		
設　置　場　所	青森県青森市大字三内字丸山393番279、393番82		
処　理　能　力	64t/8h、　8t/h		
許　可　の　条　件	施設の稼動は午前８時から午後７時までのうち８時間とする。		
規則第３条第７項の規定による許可証の提出の有無	有　・　無		
留　意　事　項	１．施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 ２．計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 ３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

非管理文書

（許可証の書き換え状況）

○平成 31 年 3 月 27 日　新規許可　第 30-0-2
○令和元年 10 月 2 日　一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書により、代表者の氏名を変更
変更前　内山　謙士郎
変更後　内山　恭子
○令和 8 年 9 月 16 日　一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書により、代表者の氏名を変更
変更前　内山　恭子
変更後　横山　教之

（以下余白）